

環境保全資金（特別融資）

広島市では、事業活動により生じる公害の防止施設等の設置に加え、広く環境保全対策に取り組もうとする市内中小企業の方々を支援するため、環境保全資金（特別融資）を設けております。

ご利用 いただける方	<p>市内に主たる事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいる市内中小企業者及び組合で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 次のいずれかの事業を行うもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 事業活動に伴って生じる公害（廃棄物の焼却に伴うダイオキシン類の排出を含む。）を防止するための施設、若しくは、その改善又は転業に要する施設を設置しようとするもの</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 以下の低公害車を購入しようとするもの</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車等</p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) 最新排出ガス規制基準に適合しないディーゼル貨物自動車及びバスを廃車して、それと同程度若しくはそれ以下の最大積載量の最新排出ガス規制基準適合車への買い換え</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ フロン類の回収再利用型設備及び代替設備、地球温暖化防止のための新エネルギー導入施設及び資源リサイクル施設、省資源・省エネルギーのための設備などを設置しようとするもの</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、グリーン経営認証）の導入</p> <p>(2) ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、グリーン経営認証のいずれかを取得しているもの</p>
資金使途及び 融資限度額	運転資金・設備資金 7,000万円以内
融資期間	運転資金： 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金： 10年以内（うち据置3年以内）
融資利率	年1.6%以下
信用保証	原則として保証付き（保証料率は保証協会の定めによる。）
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融資手続等	<p>融資を希望される方は次の手順により申込をしてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「環境保全資金計画承認申請書」2部と※必要書類を(財)広島市産業振興センターに提出 ② 経済局地域産業支援課が申請を承認 ③ 承認を受けた申請書を添付し、広島県信用保証協会又は取扱金融機関へ申し込む <p>※必要書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人：現在事項全部証明書等、個人：住所が確認できるもの、組合：定款 2 最近の1期分の決算書又は確定申告書 3 許認可証等の写し（許認可等を要する業種のみ） 4 資金使途がわかるもの（施設等の資料、見積書、仕様書、契約書）
問い合わせ先	<p>(財)広島市産業振興センター中小企業支援センター ☎278-8032</p> <p>広島市経済局地域産業支援課 ☎504-2237</p>

※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。